

誰もが心豊かに暮らせる社会の実現を目指して
人権学習シリーズ⑯

◆◆◆ インターネットによる人権侵害 ◆◆◆

インターネットには、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段としての掲示板やSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)など、便利な機能が多くあり、私たちの生活において身近なものとなりました。その一方で、インターネット掲示板への個人情報の掲載等によるプライバシーの侵害、特定の個人を対象とした誹謗中傷、同和問題や外国人、障がい者等に関する差別的な表現の書き込み、子どもたちのSNS上でのいじめなど、インターネット上での人権を軽視した行為が問題になっています。

2002年5月には、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)が施行され、インターネット掲示板上の書き込み記事の削除や、書き込みをした者の情報開示を求められるようになりました。しかし、インターネット上に発信されてしまった情報は、一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、公開された情報を完全に削除することは大変難しいです。

これらのインターネット社会の現状を深く理解していただきため、野木町では、平成30年11月に「インターネットと人権」をテーマにした人権講演会を開催しましたところ、多くの方にご参加いただき、改めて関心の高さを感じました。インターネットを利用する人は、誰でも被害者にも加害者にもなり得ます。一人ひとりが正しい使い方を理解し、相手の気持ちを尊重しながらインターネットを利用する事が重要です。